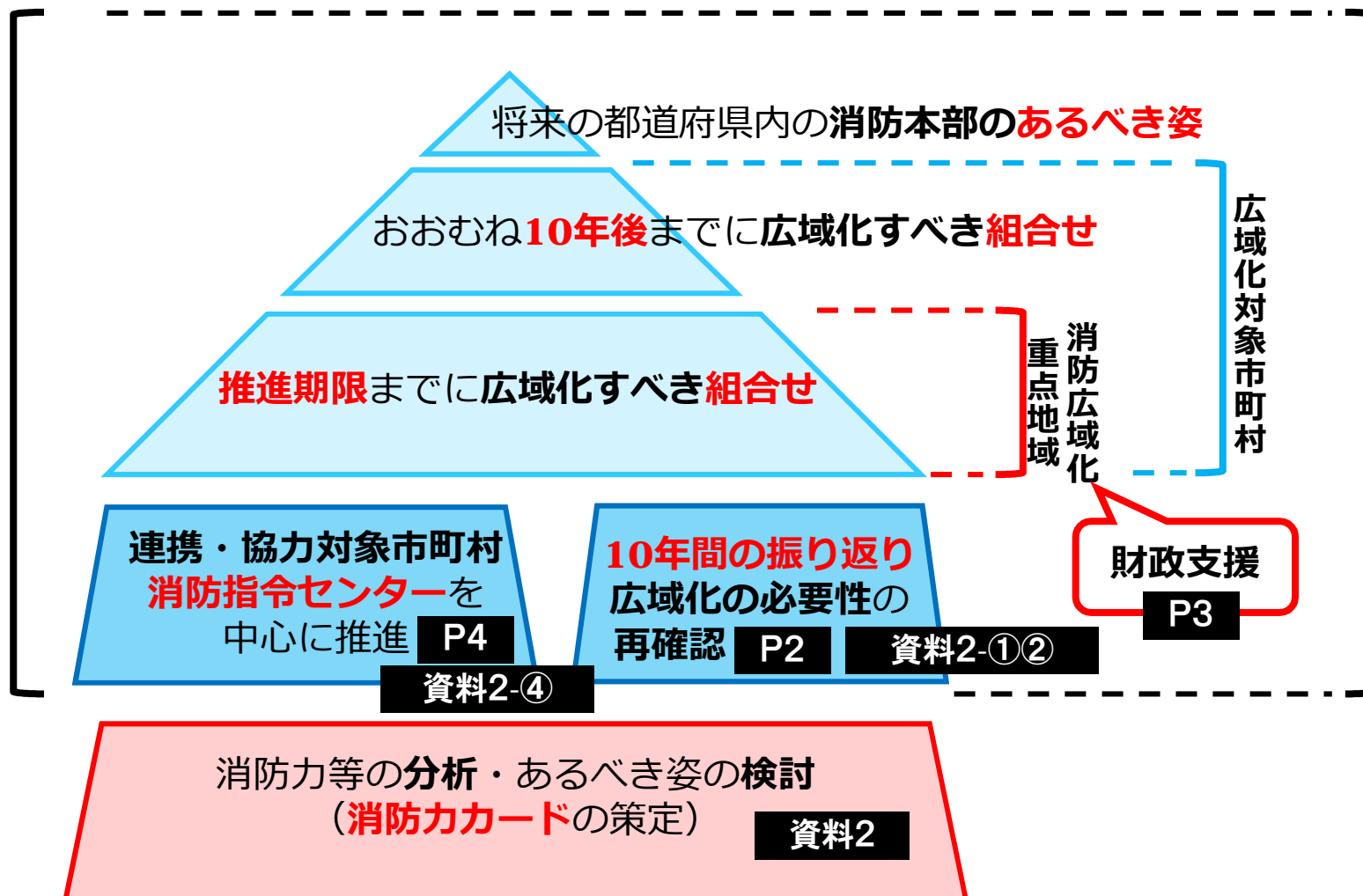


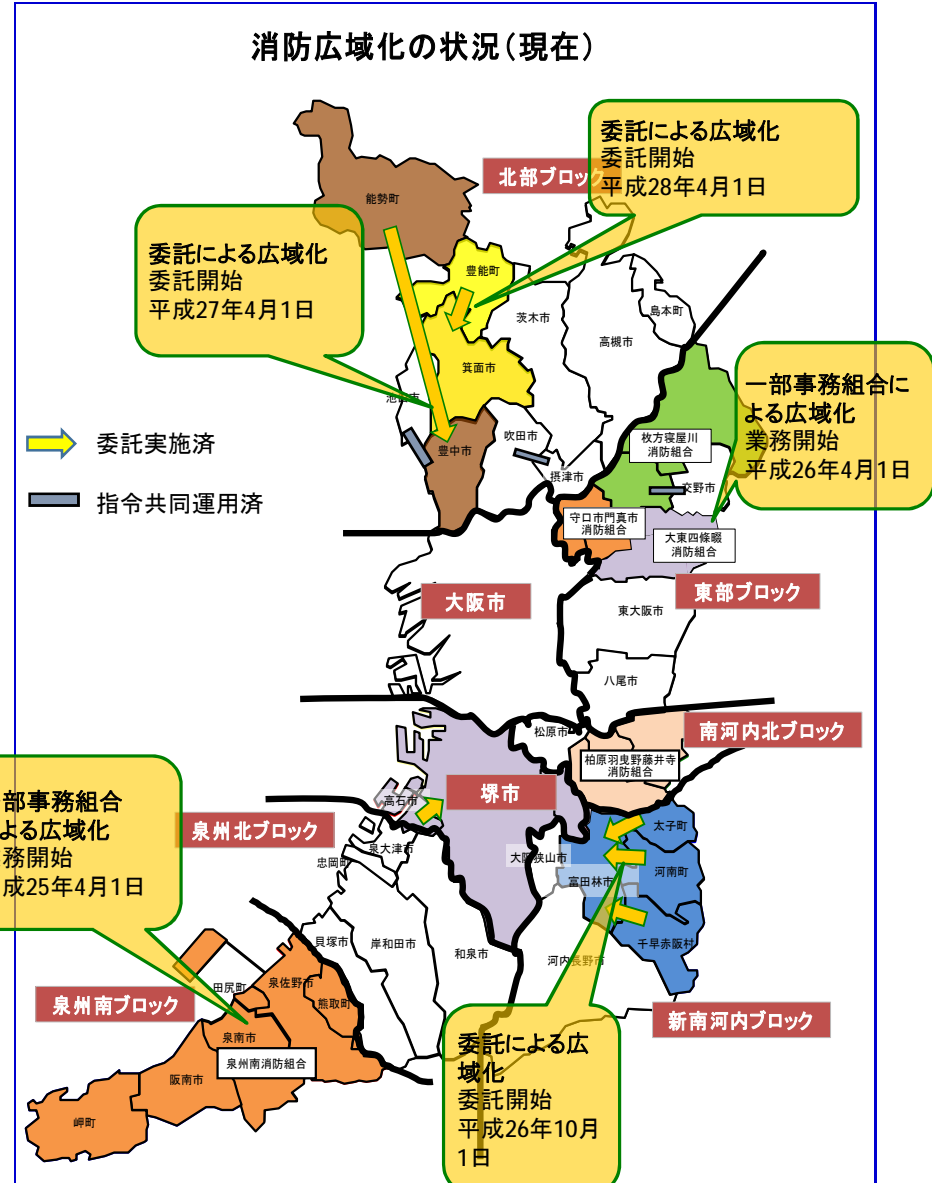
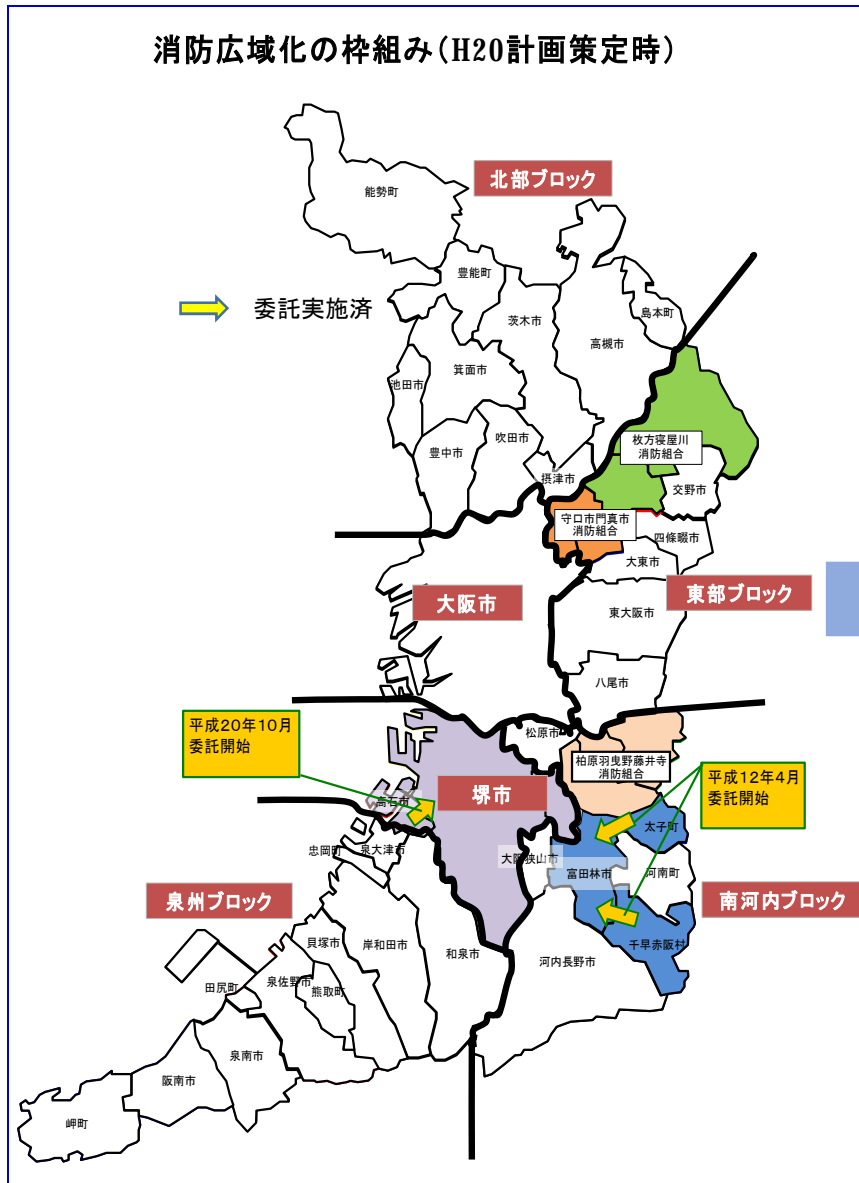
今後の大阪府の広域化の方向性

(参考国資料：市町村の消防の広域化推進方針について)



旧計画策定当時 (平成20年3月)

○大阪府の現状



平成20年度の財政措置

1 消防署所等の整備

(1) 広域消防運営計画等に定められた**消防署所又は指令センターの整備事業**であって広域化後5年度以内に完了する事業。

(2) 広域化に伴う消防庁舎の整備事業(上記(1)に係るものを除く)

[一般単独事業債：充当率90%/算入率30%]

対象事業

- ・ 市町村の消防の広域化に伴い動力消防ポンプ車等を配置するために必要となる消防署所等の増改築
- ・ 広域化に伴う管轄区域の拡大又は管轄人口の増加に対応するために必要となる指令センターの増改築
- ・ 広域化に伴い統合される消防本部を消防署所として有効活用するために必要となる改築

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置(平成30年度)

1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の**準備に要する**広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について**特別交付税措置**を講じる。

2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い**臨時的に必要**となる次の経費について**特別交付税措置**を講じる。

緊急防災・減災事業債

- ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ② 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④ その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備【(1)・(2) 緊急防災・減災事業債】

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる**消防署所等の増改築**(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)※

(2) 統合される**消防本部を消防署所等として**有効活用するために必要となる**改築**※

(3) (1)、(2)以外の整備[一般単独事業債：充当率90%(通常75%)]

4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する**高機能消防指令センター**(指令装置等)※

5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る**消防用車両等の整備**※

6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う**消防防災施設等の整備**については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の**交付の決定**に当たって、**特別の配慮**を行う。

○ **対象事業**

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ **財政措置**

- ・ 地方債充当率 **100%**
- ・ 交付税算入率 **70%**

○ **事業年度**

平成30年度から平成**32**年度

〔※ **消防広域化重点地域**に指定された市町村に限る。〕

市町村分(連携・協力)

1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる**高機能消防指令センター**

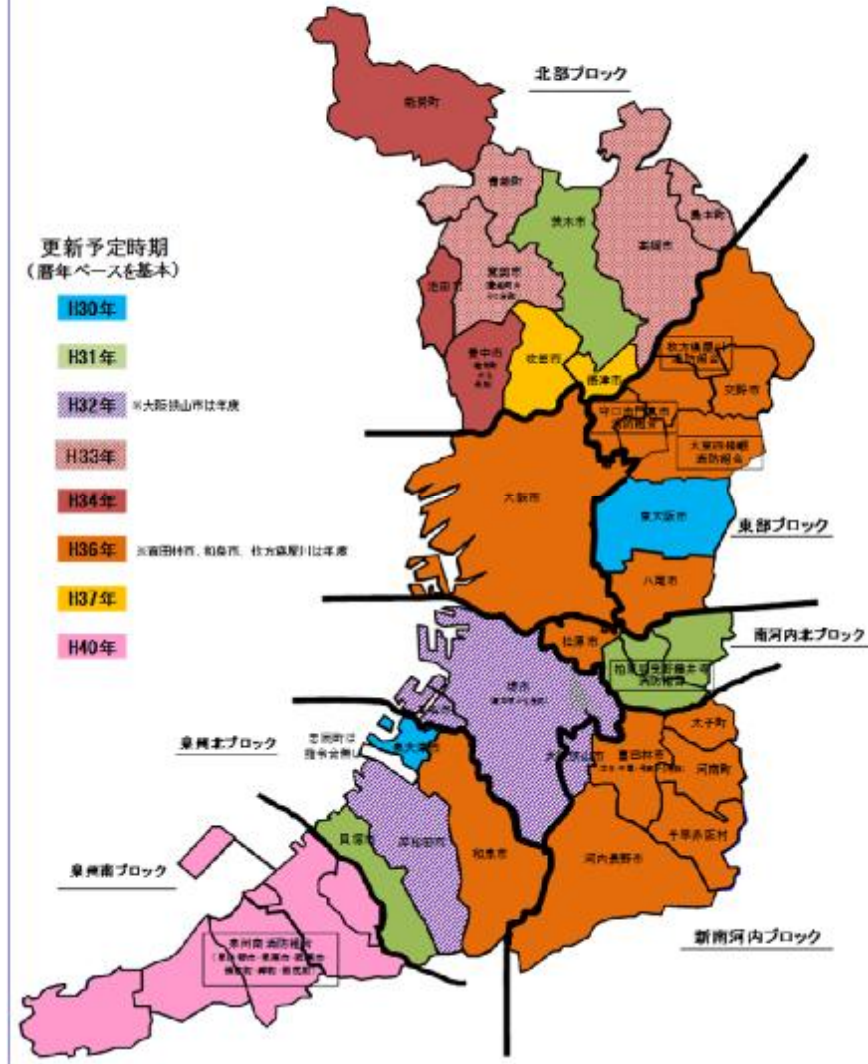
2 消防車両等の整備【防災対策事業債：充当率90%/算入率50%】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる**消防車両等**

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の連携・協力に伴う**消防防災施設等の整備**については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の**交付の決定**に当たって、**特別の配慮**を行う。

現指令台の更新予定時期 (平成30年2月 大阪府調査結果)



消防庁資料より

・指令の共同運用の利点

- 〔1〕 情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能になる
- 〔2〕 高機能な消防通信指令システムの整備が図りやすい
- 〔3〕 指令業務配置職員の効率配置により現場配置職員の充実を図れる
- 〔4〕 施設整備費や維持管理費を効率化できる
- 〔5〕 指令センターの更新時期が近い消防本部間で財政面のメリットが大きい

・指令の共同運用の課題

- 〔1〕 小規模な共同運用では指令業務配置職員の効率化の効果がない
- 〔2〕 各本部の部隊運用方式が異なるためこれを補完する工夫が必要になる
- 〔3〕 各本部で異なる勤務体制を統一する必要がある
- 〔4〕 職員の通勤距離が増すことが多い

小規模消防本部と大規模消防本部の違い

小規模本部（管轄人口10万人未満）と**大規模本部**（管轄人口30万人以上）の違いを見ると、**大規模消防本部の方が災害対応能力が高い**傾向にあることがわかる。

1 消防車両、職員等の整備率

[単位: %]

本部規模	ポンプ	はしご	化学消防車	救急車	救助工作車	水利	職員
大規模	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
小規模	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1

※ 消防力の整備指針に基づく整備率

2 救急隊員・救助隊員の専任率

[単位: %]

本部規模	救急隊員専任率	救助隊員専任率
大規模	63.1	68.3
小規模	9.9	5.6

3 予防技術資格者充足率※2

[単位: %]

本部規模	予防技術資格者充足率
大規模	87.9
小規模	76.7

※ (資格者を配置している係の数) ÷ (予防業務を担当している係の数)

4 年間火災出動件数・年間救急出動件数

本部規模	年間火災出動件数	年間救急出動件数
大規模	6.9	2002.3
小規模	3.2	291.9

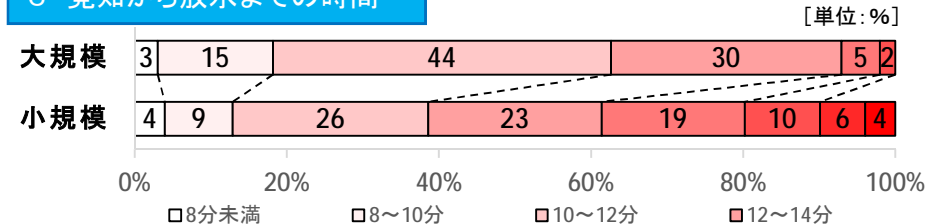
※3 火災は吏員1人当たり。救急は救急隊1人当たり

5 救急車による平均現場到着所要時間

[単位: %]

本部規模	到着時間が10分以上の本部の割合
大規模	3.4
小規模	16.1

6 覚知から放水までの時間



7 立入検査の実施状況

本部規模	防火対象物数	立入検査回数	実施率
大規模	2,074,335	527,540	25.4%
小規模	784,064	144,027	18.4%

※出典: いずれも、人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会報告書(平成28年2月)資料編より

(参考国資料: 市町村の消防の広域化推進方針について)

広域化対象市町村・消防広域化重点地域に 指定すべき市町村

広域化対象市町村に指定すべき市町村

○一般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害対応能力が強化され、組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

➡ 管轄人口30万以上の規模を一つの目標とする。
(**全県一区**は理想的な消防本部のあり方の一つ。)

○一方で、各市町村の**地域の事情**を十分に考慮する必要がある。

○しかし、小規模消防本部の体制強化が**これまで以上に必要**となっており、以下の方針の下、検討を進めるものとする。

【可能な限り広域化対象市町村に指定】

- ・管轄人口**10万**未満の消防本部（**小規模消防本部**）
- ・消防吏員数が**100人**以下の消防本部（**準特定小規模消防本部**）

【原則広域化対象市町村に指定】

- ・消防吏員数が**50人**以下の消防本部（**特定小規模消防本部**）

消防広域化重点地域に指定すべき市町村

○これまで以上に**積極的に**重点地域に指定。

➡ **推進期限までに広域化**するものとして**広域化対象市町村に指定**した市町村は**重点地域に指定**

○以下の地域は**可能な限り**重点地域に**指定**。

- ・**特定小規模消防本部**
- ・**非常備市町村**
- ・**広域化を希望**しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部